（関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部改正）

第七十八条　関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成十八年経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「並びに印鑑証明書又はこれに準ずるもの」を削り、第五条第二項第一号中「及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの」を削る。

（経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第七十九条　経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、様式第二、様式第四及び様式第六中「印」及び「注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、様式第三中「印」及び「注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、同様式注２を同様式注１とし、同様式注３を同様式注２とし、様式第五及び様式第七中「印」及び「注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「２　変更事項」を「注　変更事項」に改める。

（輸出入取引法施行規則の一部改正）

第八十条　輸出入取引法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五及び様式第十六中「氏名又は名称　　㊞」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

（エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチル―ターシャリ―ブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令の一部改正）

第八十一条　エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチル―ターシャリ―ブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号及び別記様式第二号中「氏名又は名称及び代表者氏名　　印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

（経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部改正）

第八十二条　経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三及び様式第六中「同」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第四中「同」を削り、「記載し、押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を「記載すること。」に改め、様式第五中「同」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部改正）

第八十三条　電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名又は名称及び代表者氏名　　印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第八十四条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第一の二、様式第四、様式第四の二、様式第六から様式第八の六まで、様式第十の二、様式第十一から様式第十五まで、様式第十七から様式第十七の三まで、様式第二十から様式第二十の六まで、様式第二十の十から様式第二十一の三まで、様式第二十四から様式第二十五まで及び様式第二十七中「印」及び「２　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。」を削る。

（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第八十五条　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三中「印」を削り、「とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を「とする。」に、「書面」又は「図面」を「書類」に改め、様式第二及び様式第四中「印」を削り、「とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を「とする。」に改める。

（クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十六条　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第六中「同」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

（電気使用制限等規則の一部改正）

第八十七条　電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）の一部を次のようにする。

様式第一中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「記載し、押印すること」を「記載すること」に改め、同様式注２を同様式注１とし、同様式注３から同様式注６までを一つずつ繰り上げ、同様式別紙一中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　所定の」を「１　所定の」に、「３　用紙の」を「２　用紙の」に改め、同様式注２を同様式注１とし、同様式別紙中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　所定の」を「１　所定の」に、「３　用紙の」を「２　用紙の」に改め、様式第三中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「記載し、押印すること」を「記載すること」に改め、同様式注２を同様式注１とし、同様式注３を同様式注２とし、同様式注４を同様式注３とし、同様式別紙一中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　所定の」を「１　所定の」に、「３　用紙の」を「２　用紙の」に改め、様式第四中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　用紙の」を「用紙の」に改め、様式第五中「印」及び「１　氏名を記載し、押印する